「広報きしわだ」広告掲載要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、岸和田市広告収入事業実施要綱(平成20年9月1日施行。以下「事業要綱」という。)に定めるもののほか、本市が発行する「広報きしわだ」への広告の掲載に関し必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載の目的)

第2条 良質な商品やサービス等に関する情報を市民に提供することを目的に「広報きし わだ」に広告を掲載する。

(広告の募集の委託)

第3条 広告の募集は、本市の業務委託登録を受けている広告代理店その他の広告を取り 扱う事業者の中から、入札その他の方法により決定した者(以下「受託業者」という。) に委託する。

(広告掲載面)

第4条 広告を掲載する紙面は、第2面から13面までのうち、市長が指定する紙面の最下段とする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することがある。

(遵守事項等)

- 第5条 受託業者は、次に掲げる事項を遵守するものとする。
  - (1) 受託業者は、広告内容、デザイン、コピー等掲載内容について、事前に市長の了解 を得るものとし、市長の了解のない場合は、その広告は掲載できない。
  - (2) 広告の原稿は、発行日の前月5日までに市へ提出する。
  - (3) 市長へ提出した電子媒体の著作権は、広告主に帰属するものとする。
  - (4) 広告1件当たりのスペースは、各面最下段の2分の1を基本とする。ただし、1件 当たりの広告スペースは、基本の大きさにこだわらない。
  - (5) 受託業者が広告主から徴収できる広告料は、別に定める広告掲載料の額に1.8を乗じて得た金額以下とする。ただし、制作費は、広告主に別途請求できるものとする。
  - (6) 広告掲載料の市への納入は、広告掲載月の翌月末までとする。

(広告を掲載しない場合)

- 第6条 広告主が事業要綱第4条各号に該当する者であるときは、市長は、当該広告を掲載しない。
- 2 掲載しようとする広告の内容が事業要綱第5条各号又は次のいずれかに該当するもの であるときは、市長は、当該広告を掲載しない。
  - (1) 法令の規定による広告規制に違反するもの
  - (2) 各業界の自主基準に定める表示事項を適切に表示していないもの
  - (3) 投機的内容又は射幸心をあおる内容を含むもの
  - (4) ギャンブルに関するもの(宝くじ、スポーツ振興くじその他の公営のギャンブルを 除く。)

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、「広報きしわだ」への広告の掲載に関し必要な事項

は、市長が定める。

附則

- この要綱は、平成13年4月1日から実施する。 附 則
- この要綱は、平成21年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成22年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成23年4月1日から施行する。